

令和 7 年度
鳥取県介護福祉士修学資金等貸付事業のしおり
(実務者研修施設在学学生向け)

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

目 次

1 制度のあらまし	2
2 受講資金貸付の決定について	4
3 受講資金の貸付決定の取消しについて	5
4 返還の免除について	5
5 返還・猶予について	6
6 申請・届出に必要な書類一覧	7

1 制度のあらまし

鳥取県社会福祉協議会（以下「鳥取県社協」という。）では、将来、介護福祉士として県内の介護保険施設等で高齢者の介護等に従事する人材の養成確保を目的として、介護福祉士の実務者研修施設に在学し介護福祉士の資格取得を目指す方に対し、受講資金を貸付ける事業を実施します。

実務者研修施設を卒業後、一定の条件を満たした場合は、この受講資金の返還免除申請権が取得できます。

【注意事項】

- ・予算に応じて貸付を決定するため、希望者全員に貸付けられない場合がありますので御了承ください。

1 募集期間 令和7年5月1日（木）～令和7年12月10日（水） ※募集期間内必着

2 受講資金制度の概要

対象者	○次の要件を満たす者のうち、卒業後、県内の介護保険施設等において介護福祉士として業務に従事しようとする方が対象になります。 ①介護福祉士の実務者研修施設に在学する者 ②本貸付事業を利用して実務者研修施設を受講完了する年度の3月31日において、介護職員等の在職期間が1095日以上かつ従事日数が540日に到達しているもしくは到達見込であること ③本貸付事業を利用して実務者研修施設を受講完了する年度に実施される、介護福祉士国家試験を受験しようとする者であること ④将来、県内において介護福祉士の業務に年間180日以上従事する勤務条件に従事しようとする者 ※条件により県外勤務が認められる場合があります（5ページ「返還の免除について」参照） ⑤学業成績優秀で心身ともに健全であること ※既に他の同種の受講資金の貸付（例：日本学生支援機構実施の第一種奨学金、社会福祉協議会実施の生活福祉資金における修学資金、県・市町村実施の母子寡婦福祉資金における修学資金など）や職業訓練を受けている方は、申請対象外として取扱います。 ただし、国の実施する専門実践教育訓練給付制度又は特定一般教育訓練給付制度の利用者や日本学生支援機構の第二種奨学金の利用者については申請対象者として取扱います。
貸付限度額 及び 資金使途	○介護福祉士実務者研修施設の在学学生 ①実務者受講資金 200,000円以内 資金使途は、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金、参考図書及び学用品の購入費、養成校通学に要する交通費、国家試験の受験手数料等の経費に充当するものであること。
貸付利子	無利子
貸付期間	実務者研修施設に在学する期間
返還免除 条件	次の要件を全て満たした場合は、返還債務の免除申請権が付与されます。 ①実務者研修施設を卒業した日の属する年度の翌年度4月1日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内の介護保険施設等において、介護福祉士として高齢者の介護等の業務に年間180日以上従事する勤務条件に従事し、2年間引き続き当該業務に従事したとき。 ②上記①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。（労働災害の認定が必要）

3 申込方法

募集期間内に「介護福祉士等修学資金貸付申請書（実務者研修受講者用）（様式第1号の2）」に次の書類を添えて、実務者研修施設をとおして鳥取県社協まで申し込みをしてください。

(申請書、添付書類の所定様式は、鳥取県社協のホームページからダウンロードできます。)

鳥取県社会福祉協議会のホームページ <https://www.tottori-wel.or.jp/>

<介護福祉士等修学資金貸付申請書 添付書類>

- (1) 住民票（申請者と連帯保証人 各1通）
※法人連帯保証人を立てる場合、連帯保証の住民票は不要
 - (2) 所得証明書又は非課税証明書（申請者と連帯保証人 各1通）
※就労開始して間もないため所得証明書が取得できない場合は、直近1年間の給与明細書等収入が確認できる書類の写し
※所得証明書に記載されない障害年金や遺族年金を受給している場合はその受給額が確認できる書類の写し
※法人連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の所得証明書不要
 - (3) 修学意欲及び就労意思確認書（様式第23号） ※申請者本人が記載すること
 - (4) 介護職就労証明書（別紙4） ※介護職として就業実績のある全ての事業所の証明をとること
 - (5) 介護福祉士修学資金等修学生推薦書（様式第3号の1） ※養成施設の長が発行すること
- ※以下は、法人による連帯保証人を立てる場合に添付が必要な書類
- (6) 法人の履歴事項全部証明書の写し（発行から3ヶ月以内）
 - (7) 法人の印鑑登録証明書の写し（発行から3ヶ月以内）
 - (8) 法人による原本証明が付された、法人が連帯保証することについて決議した決議書の写し又は決議したことがわかる役員会議の議事録の写し
 - (9) 申請者の就労先（内定含む）を運営する法人（ただし、返還免除対象業務を行っている法人に限る）が発行する勤務証明書の原本又は就職内定通知の写し
 - (10) 法人による原本証明が付された、法人の直近3年分の決算書
 - (11) 法人の直近3年分の法人税納税証明書（その1とその3とその4）の原本又は写し

※1 申請にあたっては、日本国内に居住する連帯保証人を1名又は鳥取県社協が認める要件を満たす法人による連帯保証が必要です。

※2 申請者が未成年（満18歳未満）の場合は、原則として親権者又は未成年後見人を連帯保証人候補者とします。

ただし、親権者又は未成年後見人が以下※3に該当する場合には、第三者の連帯保証人候補者へ変更を求めます。

※3 鳥取県社協が、連帯保証人候補者の年収・年齢等の状況から連帯保証人としての資力に乏しいと判断した場合、連帯保証人候補者の変更を求めます。

4 提出期限

令和7年12月10日（水） ※提出期限日必着までに提出してください。

5 提出先・問合せ先

鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内

TEL 0857-59-6336 FAX 0857-59-6340

※直接持参の場合は募集期間中の午前9時から午後5時まで受付けます（但し、土日・祝日を除く）。

6 選考

鳥取県社協「鳥取県介護福祉士修学資金等貸付事業貸付決定（内定）者選考基準」に基づき実施します。

7 貸付決定

- (1) 申請から1ヶ月以内（予定）に書面で申請者あてに結果を通知します。
- (2) 瑕疵の無い借用書の受領日から20営業日（予定）以内に貸付決定を受けた方に対し修学資金等を交付します。

※受講資金は一括交付とします。

8 その他

- (1) 必要に応じてその他必要な書類の提出を求めることがありますので御留意ください。
- (2) 詳細については鳥取県社協までお問い合わせください。

2 受講資金貸付の決定について

1 受講資金貸付決定までの流れ

申請者から実務者研修施設をととして「介護福祉士受講資金貸付申請書（様式第1号の2）」及び添付資料に不足がない状態で提出があった場合、鳥取県社協において書類審査を行います。

書類審査の結果を受けて、鳥取県社協が貸付けを決定した方には、申請者へその旨を通知します。

時期	申請者	鳥取県社協
令和7年 5月1日 ～令和7年 12月10日	「介護福祉士受講資金貸付申請書」 「実務者研修施設の長の推薦書」の他 添付書類一式を提出 (実務者研修施設経由)	申請書記載事項の点検 ※書類記載内容の修正事項、追加書類の 提出を申請者へ連絡
申請書受領から 1ヶ月以内 (予定)	通知受領後に「借用証書」に添付する書 類などを準備 ・印鑑登録証明書、収入印紙など	書類審査と貸付決定 (貸付決定の通知書を送付)
貸付決定通知 受領から 10営業日以内	「借用証書」と添付書類一式を提出	借用証書の記載内容を点検し不備が無け れば交付決定 (交付決定の通知書を送付)
交付の決定後 20営業日以内	※免除又は返還により、貸借関係が消 滅するまで、借受人及び連帯保証人の 現況に変化があれば、随時鳥取県社協 へ連絡すること。	実務者研修受講資金の貸付 (一括送金)

2 受講資金の貸付

貸付決定の通知書には以下の内容が記載されます。

- ①貸付金額、②貸付対象期間、③貸付金の交付時期、等

※貸付けについては、貸付決定後、必要書類を受領後に一括交付する予定です。

3 借用証書の提出

受講生は、貸付けが決定した通知を受領後直ちに（10営業日以内）「借用証書（様式第4号）」及び印鑑登録証明書（発行日付が貸付決定日以降のもの）を提出していただきます。

3 受講資金の貸付決定の取消しについて

受講生が以下のいずれかに該当した場合は、貸付金受領前の場合は貸付決定が取消しとなり、貸付金を受領後の場合は債務の履行猶予の解除が行われ、返還手続きへ移行します。

- (1) 実務者研修施設を退学したとき
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき
- (3) 受講資金の貸付けを受けることを辞退したとき
- (4) 死亡したとき
- (5) その他受講資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと鳥取県社協が認めたとき

4 返還の免除について

1 返還免除

借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、返還債務免除申請権を取得できます。

イ 実務者研修施設を卒業した日の属する年度の翌年度4月1日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、鳥取県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に年間180日以上従事する勤務条件に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、貸付けを受けた都道府県の区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象業務の従事期間に算入して差し支えない。

また、返還免除対象業務に従事後、同業種他職種の実務者研修施設における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象業務の従事期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

ロ イに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務への従事を継続することができなくなったとき。（ただし、労働災害の認定がなされていること。）

介護福祉士としての業務の例

- 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設等で、入所者の保護に直接従事する職員の業務
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設の介護職員の業務
- 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホーム等の介護職員の業務
- 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援の事業で、その主たる業務が介護等であるものの業務
- 介護保険法に規定する指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定通所介護、指定短期入所生活介護、指定認知症対応型共同生活介護等の介護従業者の業務

等

2 免除の申請

受講資金の返還債務の免除を受けようとする場合には、「介護福祉士受講資金返還免除申請書（様式第7号）」及び「在職証明書（別紙2）」を提出してください。

※業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を維持することができなくなったとき（労働災害の認定が必要）は、当該資金の返還債務の全額が免除されます。

＜免除に至る例＞

R7/4	R7/10	R8/4	R9/3	R10/4	R10/4 以降
在学 (450 時間等)	受験	介護福祉士となり、鳥取県内で介護等に従事（2 年間） (介護福祉士国家試験を介護等の業務に従事する期間が 3 年に達していない状態でみなし受験し合格した場合は、介護等の業務に従事する期間 3 年到達後、介護福祉士の資格登録が完了した日から日から 2 年間)			
貸付金交付 (一括)		据置期間 1 年以内に 資格登録	返還期間（県内で介護等に従事しない場合） 返還債務の猶予（県内で介護等に従事、猶予は 1 年毎に更新手続きが必要）	返還債務の免除 申請と決定	

※返還債務の免除及び猶予を希望される場合は、一定の条件を満たしたうえで申請が必要です。

5 返還・猶予について

1 返還

以下の事項のいずれかに該当する場合は、原則、受講資金を当該返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して 1 2 箇月以内に、一括払いか月賦又は半年賦の均等払い方式により受講資金を返還しなければなりません。

なお、均等払いによる返還は月賦払い（月賦回数は 1 2 回を上限）を原則とし、半年賦払いを希望する場合は合理的理由が必要です。よって、鳥取県社協が「債務者が半年賦払いを希望する理由に合理的理由がある」と認めない場合は、半年賦による償還は選択できません。

- (1) 実務者研修施設を退学したとき又は修了しなかったとき
- (2) 実務者研修施設の学業成績又は性行が著しく不良となったとき
- (3) 貸付を受けた後で修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき（貸付後辞退）
- (4) 実務者研修施設を卒業した日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から 1 年以内に介護福祉士として登録しないとき、又は登録後に鳥取県内において返還免除対象業務に年間 1 8 0 日以上従事する勤務条件で従事しなかったとき
- (5) 鳥取県内において介護福祉士として返還免除対象業務に年間 1 8 0 日以上従事する勤務条件で従事する意思がなくなったと認められたとき
- (6) 実務者研修施設在学中に死亡したとき
- (7) 返還免除対象業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったとき
- (8) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと鳥取県社協が認めたとき

2 返還の手続き

受講資金を返還しなければならない者は、直ちに鳥取県社協へ「介護福祉士受講資金返還明細書（様式第 5 号の 1）」を提出しなければなりません。

3 返還の猶予

受講資金を返還すべき者が次のいずれかに該当するときは、当該猶予の事由が存続する間、受講資金の返還の債務の履行が猶予されます。

- (1) 実務者研修施設を卒業後更に同業種他職種の養成施設等に在学しているとき
- (2) 鳥取県内において返還免除対象業務又は介護等の業務に従事しているとき
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により受講資金の返還が困難となったとき

(4) その他特に理由があると認められるとき

4 返還の猶予の手続き

「3 返還の猶予」の(1)(3)(4)の理由で返還債務の猶予を受けようとする者は、「介護福祉士受講資金返還猶予申請書(様式第6号の1)」に返還猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

また、「3 返還の猶予」の(2)の理由で返還債務の猶予を受けようとする者は、「介護福祉士養成施設等卒業届(様式14)」、「介護福祉士等登録届(様式15)」及び「就業届(様式16)」の3種類の様式と併せ、様式15に資格者証の写しを添えて提出しなければなりません。

なお、返還猶予決定した年度中は、介護等の業務又は充当資金返還免除対象業務に従事継続しているとみなし返還猶予として取扱いますが、返還猶予の取扱は毎年度3月末までとします。

つきましては、失効した返還猶予取扱の延長を行うため、毎年4月末を目処に、「業務状況報告書(別紙3)」及び「在職証明書(別紙2)」を鳥取県社協に提出してください。

鳥取県社協への別紙3及び別紙2の提出が滞った場合、鳥取県社協は借受人への返還猶予を継続する根拠が無いため、返還猶予を解除し借受人と連帯保証人へ貸付金の一括返還請求を行なうこととなりますので、書類提出が滞ることの無いよう御注意ください。

6 申請・届出に必要な書類一覧

内 容	必要な書類	様式番号
修学資金の貸付けを申請するとき	介護福祉士等修学資金貸付申請書	様式第1号の2
	住民票(申請者と連帯保証人各1通)	居住する自治体指定様式
	所得証明書又は非課税証明書(申請者と連帯保証人各1通)	居住する自治体指定様式
	修学意欲及び就労意思確認書	様式第23号
	介護職就労証明書	別紙4
	介護福祉士等修学資金修学生推薦書	様式第3号の1
申請者が法人保証人を立てる場合	法人の履歴事項全部証明書の写し(発行から3ヶ月以内)	法務局の指定様式
	法人の印鑑登録証明書の写し(発行から3ヶ月以内)	法務局の指定様式
	法人が連帯保証することについて決議した決議書等の写し	法人の指定様式
	申請者の就労先(内定含む)が発行する勤務証明書原本又は就職内定通知の写し	法人の指定様式
	法人の直近3年分の決算書	法人の指定様式
	法人の直近3年分の法人税納税証明書(その1とその3とその4)の原本又は写し	税務署の指定様式
貸付けが決定した通知を受け取ったとき	借用証書	様式第4号
	借用書に署名した全員の印鑑登録証明書(貸付決定通知の発行日より後の日付で発行された証明書に限る)	居住する自治体指定様式
返還の対象となる条件に該当したとき	介護福祉士修学資金等返還明細書	様式第5号の1

返還猶予の条件を満たし申請するとき ※「3 返還の猶予」の（3）以外の返還猶予条件で猶予申請する場合に用いる。	介護福祉士修学資金等修学資金 返還猶予申請書	様式第 6 号の 1
	資格取得・就労意思 確認書	様式第 26 号
返還猶予決定後、毎年 4 月中	業務状況報告書	別紙 3
	在職証明書	別紙 2
返還免除の条件を満たし申請するとき	介護福祉士修学資金等返還免除 申請書	様式第 7 号の 1
	在職証明書	別紙 2
氏名又は住所を変更したとき ※添付書類は住民票又は免許証の写しのいずれかを添付すること	借受人 氏名・住所 変更届	様式第 8 号
	変更事項が反映された住民票	居住する自治体 指定様式
	変更事項に書き換え済みの免許 証の写し（両面）	居住する都道府 県公安委員会の 指定様式
退学したとき	介護福祉士養成施設等退学届	様式第 9 号
修学資金の貸付を受けることを辞退するとき	介護福祉士修学資金等辞退届	様式第 10 号
休学または停学の処分を受けたとき	介護福祉士養成施設等休学（停 学）届	様式第 11 号
復学したとき	介護福祉士養成施設等復学届	様式第 12 号
転学したとき	介護福祉士養成施設等転学届	様式第 13 号
卒業したとき	介護福祉士養成施設等卒業届	様式第 14 号の 1
介護福祉士の登録をしたとき	介護福祉士等登録届	様式第 15 号
	資格者証の写し	厚生労働大臣が 発行する様式
県内において介護等の業務に就業したとき	就業届	様式第 16 号
	雇用条件通知書の写し	勤務する事業所 指定様式
勤務先の異動等で就業場所が変わったとき	就業先異動届	様式第 17 号
	在職証明書	別紙 2
介護等の業務を退職したとき	退職届	様式第 18 号の 1
	在職証明書	別紙 2
連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき ※添付書類は住民票又は免許証の写しのいずれかを添付すること	連帯保証人 氏名・住所 変更 届	様式第 19 号
	変更事項が反映された住民票	居住する自治体 指定様式
	変更事項に書き換え済みの免許 証の写し（両面）	居住する都道府 県公安委員会の 指定様式
借受人の関係者が借受人の死亡を届出るとき ※添付書類は死亡診断書の写し又は死亡が証明 された住民票除票のいずれかを添付すること	借受人死亡届	様式第 20 号
	死亡診断書の写し	発行した医療機 関の指定様式
	死亡が証明された住民票除票	居住する自治体 指定様式
連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産宣告 等連帯保証人として適当でない事由が生じたた め、連帯保証人を変更するとき ※添付書類は死亡診断書の写し又は死亡が証明 された住民票除票のいずれかを添付すること	連帯保証人変更届	様式第 21 号
	死亡診断書の写し	発行した医療機 関の指定様式
	死亡が証明された住民票除票	居住する自治体 指定様式

貸付金振込口座を変更したとき	介護福祉士修学資金等振込口座 変更届	様式第 22 号
	振込口座情報が確認できる書類 (通帳の写し等)	金融機関の指定 様式
資格取得、就労の意思等の確認が必要なとき	資格取得・就労意思 確認書	様式第 26 号
卒業後、1 年以内の期限で県外の事業所に一時的 に就職するとき	卒業後鳥取県外等就職先届	別紙 1

(注) これらの様式は、鳥取県社協のホームページにてダウンロードできます。

鳥取県社会福祉協議会のホームページ <https://www.tottori-wel.or.jp/>